「（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の骨子（案）」の答申（案）に対する意見及び検討結果について

1　「基本理念」の一部に関する意見等

<table>
<tr><th>諮問（骨子案）</th><th>答申（案）</th></tr>
<tr><td>○　障害のある女性については、障害に加えて性別による複合的な要因による差別を受けやすいこと、障害のある子どもについては、年齢に応じた適切な支援が必要であることなど、性別や年齢、状況等に応じた適切な配慮がなされること。</td><td>○　障害に加えて性別による複合的な要因による差別を受けやすい障害のある女性や、年齢に応じた適切な支援が必要である障害のある子どもなど、全ての障害のある人について、障害の状態のほか、性別や年齢、状況等に応じた適切な配慮がなされること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">「障害のある女性」に関する意見

➢　「障害のある女性」の後に「性的少数者」という文言を追加することで、全ての性別による差別の禁止という意味合いになるのではないか。
➢　今まで女性は特に差別を受けてきたという歴史的な意味合いから、より配慮が必要という趣旨であれば問題はないかと思う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">検討結果

以下の理由により、答申（案）のとおりとします。
本項目は、全ての障害のある人に対して、「障害」の状態に加えて、性別や年齢等に応じた適切な配慮が必要であることを規定しています。
特に、「障害のある女性」や「障害のある子ども」については、複合的な要因から、より困難な状況に置かれる場合があるため、さらに配慮が必要なことが障害者権利条約や政府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」において示されているところです。
このため、その重要性に鑑み、本市においても条例に同様の内容を記載しています。
ご提案の性的少数者の問題につきましては、障害者差別に関連する具体的な事例等の集積が十分でないことなどから、今後の国や他都市の動向等も踏まえて、作成を予定している条例のガイドライン等に記載することを検討します。</td></tr>
</table>

2　「障害を理由とする差別に関する相談及び解決」の一部に関する意見等

<table>
<tr><th>諮問（骨子案）</th><th>答申（案）</th></tr>
<tr><td>（相談）
○　障害のある人及びその家族等又は事業者は、市に対して、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。</td><td>（相談）
○　何人も、市に対して、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">「相談ができる主体」に関する意見

➢　相談ができる主体を明確にし、その範囲を具体的に限定している骨子案のほうがよいのではないか。
➢　対象を広くし、誰でも市に対して相談できるということで「何人も」とするほうが条例の趣旨にも沿うのではないか。</td></tr>
<tr><td colspan="2">検討結果

以下の理由により、答申（案）のとおりとします。
障害を理由とする差別事案について、相談までに至らずに潜在化することがないようにするためにも、幅広く誰もが相談できる仕組みとし、適切に対応してまいります。</td></tr>
</table>

3　答申（案）の事項に関連する意見等

<table>
<tr><td>「差別が禁止される対象者」に関する意見

➢　本条例では、行政と事業者に対して障害のある人への差別を禁止し、私人間の差別は対象としていないことが分かるように、条例もしくはガイドライン等で示すべきではないか。
➢　通常、法律や条例では、誰を拘束するという定義の仕方はしていないのではないか。</td></tr>
<tr><td>検討結果

以下の理由により、答申（案）のとおりとします。
本条例では、障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、差別を禁止する対象を市及び事業者としています。
私人間の差別は本条例の対象とならないことや人権問題として他の相談機関があることなどは、作成を予定している条例のガイドライン等で示すこととします。</td></tr>
</table>